

議案第 1 号

市川市一般職員の給与に関する条例の一部改正について

市川市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 21 年 5 月 29 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市川市一般職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例）

- 4 平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 24 条第 2 項及び第 3 項並びに第 24 条の 2 の 3 第 3 項の規定の適用については、第 24 条第 2 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 125」と、同条第 3 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 125」と、「100 分の 75」とあるのは「100 分の 70」と、第 24 条の 2 の 3 第 3 項第 1 号中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 70」と、同項第 2 号中「100 分の 35」とあるのは「100 分の 30」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（市川市特別職の職員の給与及び議員報酬等並びに旅費及び費用弁償に關す

る条例の一部改正)

- 2 市川市特別職の職員の給与及び議員報酬等並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成21年6月に支給する市長等の期末手当に関する特例）

- 8 平成21年6月に支給する市長等の期末手当に関する第3条第2項の規定の適用については、同項後段中「100分の215」とあるのは、「100分の195」とする。

理 由

平成21年5月1日に出された国の人事院勧告等を考慮し、同年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の額を暫定的に減額する措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。